

マイナンバー法が施行 介護での運用にも課題 申請書類全てに追加記入(2015年10月9日 シルバ ー新報)

日本に住む一人ひとりに12桁の番号を割り当てるマイナンバー(個人番号)法が5日施行された。今月中旬以降、各市町村で番号を通知するための「通知カード」の送付が順次始まる見込みだ。社会保障・税制度の効率性・透明性を高めるなど政府は利便性を強調する。しかし、運用面でもまだ解決されない課題も多い。

マイナンバーは原則として、5日時点で住民票のある住所宛てに送付される。特別な事情があり住所地以外の場所でも受け取れる人として、具体的に 東日本大震災による被災者、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者、長期にわたって医療機関・施設等に入院・入所、かつ、住所地に誰も居住していない人 の要件を示し、希望する送付先を登録する申請手続きを示したのは2カ月前の8月7日になってからだ。申請期限は9月25日までだったが、見逃した人も相当数いるとみて、引き続き申請は受け付けることになった。

送付は簡易書留で行われる。不在だった場合、7日以内に郵便局へ取りに行くか再配達を指定しないと、政府へ返却される。一人暮らしのサラリーマンなど日中家にいない人も多中で、受け取りがスムーズにいくかという課題も指摘されている。

税や社会保障給付と連動するマイナンバーは、「特定個人情報」として、通常の個人情報よりも厳しい取り扱いが法律で定められている。セキュリティの高さは、運用の煩わしさと比例する。

「なりすまし」防止のために、番号だけでの本人確認が禁止されていることもその1つだ。そのため自力で行政の窓口申請に行けない障害者や高齢者等にとってはハードルが高い。

「通知カード」が無事受け取れた場合の次の問題が「個人番号カード」だ。公式な顔写真付きで身分証明書としても活用できる。ICチップ付きで電子証明書としても使えるほか、さまざまな行政事務への活用も可能だ。申請者には来年1月から発行されるが、受け取りには本人が窓口に行く必要がある。

1月以降は、行政への各種手続きにマイナンバーの記入が求められるようになる。介護保険制度に関する手続きについては、9月29日付で厚労省が都道府県知事宛てに事務連絡をした。

法令の改正で記載事項を定めている条文の全てにマイナンバーが追加されている。このほか、事務連絡では「福祉用具購入費支給申請書」「住宅改修支給申請書」等、法令等にも記載がなく、厚労省として様式も示していない書類についてまでも「個人番号の追加が考えられる」としている。今の状況では全ての申請書類にマイナンバーが必要になると考えていだろう。変更後の様式例も同日付で事務連絡された。

申請の場合も、本人確認が必要になるという。

法令では、本人の代理人からマイナンバーの提供を受ける場合は、本人の通知カード、個人番号カード又は写しとともに、代理人であることを証明する委任状や代理人の身元を確認する個人番号カード、運転免許証などを確認することが定められている。

介護にかかわる申請を本人に代わって行う場合の細かな運用をどうするかについては、厚労省も現在検討中で、10月中旬頃に事務連絡する予定だ。

2017年7月から自治体間での情報連携が始まれば、引っ越しをした場合の手続きが簡便になるなどのメリットがある。しかし、すでに被保険者番号で管理されている業務であり、マイナンバーを追加記入することによるメリットは国民側にはほとんどないと言える。

個人番号は、厳重秘密扱いで、代理申請をすることが多いと考えられるケアマネジャーや番号を管理するサービス事業所には大きな負担になりそうだ。